

製品安全データシート

発行日 2025年5月28日

初版

1. 取扱い会社情報

販売会社 株式会社アクア・テック
住所 東京都新宿区納戸町 13
電話番号: 03-5261-9501

2. 分類、名称及び形状

分類 爪化粧品
名称 La AQUA
形状 ゼリー状

3. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

混合物の分類なし

【危険有害性情報】

なし

【GHS ラベル要素】

絵表示またはシンボル

なし

可燃性要素

なし

【注意喚起語】

安全喚起

- 作業時の道具類(専用の用具で施術)。
- 作業時の保護具(滴下汚染などを考慮した服装)
- 静電気、帯電、発火、引火の恐れはない。
- 換気と集塵を必要とする設備は不要。
- 作業照度については、目視で施術状態が確認できる照度であること。
- 作業室温については、常温が望ましい。
- 皮膚に付着した場合、水洗いで流せる。
- 乾燥すると透明な塗膜になるため、汚染した場合は素早く拭き取る。

4. 主要成分及び含有量

組成	I N C I 登録名称	CAS, No	含有量 w t %	化粧品成分番号
フィルター繊維	セルロース	9004-34-6	1.00~3.00	551738
媒体	精製水 (Water)	7732-18-5	96.74~99.65	550001
固形助剤	ポリビニルアルコール	9002-89-5	0.10~0.40	552294
防腐剤	塩化ベンザルコニウム	8001-54-5	0.25以下	552209
安定剤	非公開	—	0.01以下	—

容器への記載について、非公開の部分の記載は不要。化学合成後は主体的塩化ベンザルコニウムに帰属する。

5. 含有主成分の特性情報

セルロース分散スラリーと樹脂、安定剤を含む。

可燃性 引火点 224°C

自然発火点 情報なし

水溶性であり、水に溶解する。

乾燥され水分を除去すると透明な塗膜になる。

6. 漏出時の措置

除去方法の作業に際しては、保護手袋などを着用し、漏出物は拭き取る。

大量除去する際には回収した後、漏洩した場所は水で十分洗い流す。

7. 火災時の処置

【適切な消火剤】

二酸化炭素(CO₂), 泡, 粉末消火剤, 砂

【使ってはならない消火剤】

利用不可能な情報はない。

【火災時の危険性及び有害性】

水揮発時の蒸気を放出することがある。

8. 急性毒性

乾燥し混合物が微粉化した場合に限る。

経口 LD₅₀ 経皮 LD₅₀ 吸入 LC₅₀ 5 g/kg (Rat) > 5800 mg/m³ (Rat) 4 h

皮膚刺激性／腐食性 該当せず

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 該当せず

呼吸器感作性又は皮膚感作性 該当せず

生殖細胞変異原性 データなし

発がん性 データなし

生殖毒性 データなし

9. 生態毒性

水生環境有害性 短期(急性):藻類(セネデスマス) 72 時間 短期での有害性は認められない。

水生環境有害性 長期(慢性):慢性的な毒性は認められない。

10. 成分規制

有害物質、アレルゲン なし

国内薬機法化粧品規制に準拠する。

11. 細菌・カビ類の増殖

増殖は認められない 試験は別紙、外部試験機関によるチャレンジテスト結果に記載する。

12. 取扱い及び保管上の注意

取扱上、口腔内、眼への接触、及び周囲への汚染を避ける。

13. 応急処置

口腔内に入った場合は直ちに水でうがいをする。

誤飲した場合は、出来るだけ吐き出し、病院で診断してもらう。

目に入った場合、水で洗い流し、病院で診断してもらう。

14. 保管上の注意

高温及び多湿を避け、屋内の通気の良い場所で保管し、開封使用後は容器を必ず再度密閉する。

常温屋内保管の保証期限は 12 か月。

15. ばく露防止

管理濃度 設定されていない。

16. 加工品の物理的及び化的性質

物理的状态 透明に近いゼリー状

自然発火点 なし

溶媒特性 pH6.7 水溶性 比重 1.00

臭気 なし

17. 廃棄上の注意

内容物及び容器は国内市町村における規定に沿って水溶性化粧品の処理に準拠する。

当該品溶液を含んだ排水は、使用地域で規定に準拠する。

18. 輸送上の注意

加工品に使用する原料は国連の定義上危険物に該当しない。
国際規制 海上規制情報 IMO、IMDG の規制に該当しない。
国際規制 航空規制情報 ICAO、IATA の規制に該当しない。
国際輸送定義上の毒物・劇物に該当する物質は含有しない。
国内外における陸上規制情報は各国の規定に従う。

19. 日本国内における適用法令

毒物および劇物取締法 非該当
労働安全衛生法 非該当
化学物質管理促進法 (PRTR 法) 非該当
国外においては、該当国の適用法令に従う。

20. その他

非アルコール水溶性の爪化粧品分類となる。

以上